

第 1 部 第 3 男女平等社会の実現

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、昭和 60 年に「婦人行動計画」、昭和 63 年に「女性憲章」、平成 4 年に「女性行動計画」、平成 15 年に「男女平等行動計画」を策定し、男女平等参画施策に取り組んできました。そして平成 18 年には、行動計画の法的な根拠となる「男女平等参画条例」が制定され、条例の趣旨に基づき事業等を展開しています。また、昭和 56 年に女性の地位向上と男女平等社会の実現をめざして発足した市民団体「女性問題懇談会」とは、多くの事業を協働で実施してきています。意識啓発については、平成 5 年に創刊した「コーヒー入れて！」を中心として、幅広い読者層を対象に発行を続けています。今後は、配偶者等からの暴力防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発に市が率先して取り組むとともに、男女平等施策を推進するための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に向けた取り組みを進めることが課題といえます。

● 施策の方向

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等は人権侵害であると十分に認識し、人権尊重の立場に立った男女平等意識の醸成に努めます。また一人ひとりのライフスタイルやライフステージ（注1）に応じた生活や生き方を支援しながら、仕事・家庭・地域でのバランスのとれたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の取り組みを進めます。総合的な男女平等施策の推進を図るための女性センター機能の拡充とさらなる活性化についても検討をするとともに、新たな行動計画を進めるにあたっては、庁内の連携を図りつつ、女性問題懇談会を中心とした市内の関連団体と協働で、事業を展開します。

（注1）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	42%	46%	50%

市の行政委員会・審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成 18 年 3 月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、また、男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。

III 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- ・ 市民は、男女平等参画に関する啓発を通じて、男女平等参画社会の実現が日本の社会全体において必要であるとの認識を深めます。
- ・ 事業者・関係団体等は、職場・地域・学校等における性別による差別がなくなるように努めます。

● 市の役割

- ・ 市は、男女平等参画に関する意識啓発事業を実施します。
- ・ 市は、配偶者等からの暴力やセクハラ等に対し、専門家、国や都の関係団体、市の関係部署と連携を図りながら、相談事業の充実を図ります。
- ・ 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組めます。

- ・市は、行動計画の進捗状況を毎年度把握し、男女平等参画審議会に報告し、意見等をいただきながら、施策へのフィードバックに努めます。
- ・市は、市内の男女平等参画を進める団体に対して、情報提供を行います。
- ・市は、市内の男女平等参画を進めるための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に努めます。
- ・市は、市の審議会等の男女比率の均衡に努めます。

IV 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 条例・計画の推進

(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	※ ①「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進
(2)「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(仮称)」の策定と推進

2 相談体制の充実

(1)男女平等参画相談員制度の活用	①男女平等参画相談員制度の活用
(2)女性のためのこころの相談の活用	※ ①女性のためのこころの相談の活用

3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

(1)人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	①固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
	②男女平等教育等の充実
	③教職員の意識改革の推進
(2)人権としての性の尊重	①性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施
	②性の商品化への批判力の形成
(3)配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)とセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)等の防止	◎ ①配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発事業の実施
	◎ ②セクハラ等の防止に向けた啓発事業の実施

4 あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

(1)政策形成過程への女性の参画推進	※ ①行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進
	②男女平等参画人財リストの活用
(2)仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	◎ ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施
	②活動時間、運営方法等に対する配慮
(3)国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入	①「開発と女性」の視点に立った国際・平和関連事業の実施
(4)男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	※ ①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

5 就労における男女平等参画の推進

(1)就労における男女平等参画の推進	①関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施
(2)市の率先行動	①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施
	②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施
	③男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施

(3)多様な働き方を推進するための支援	①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
	②男女平等参画意識を促す啓発活動の実施

6 生涯を通じた男女の健康づくり支援

(1)男女の生涯を通じた健康支援	①男女の生涯を通じた健康支援
	②母と子の健康づくりの推進 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

7 男女平等参画を支える社会づくり

(1)子育て支援の充実	①子育て支援の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
(2)介護保険事業の充実	①介護保険制度の円滑な運営 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
(3)高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援	①在宅生活の支援・推進 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
	②地域における自立生活の支援 (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照)
	③ひとり親家庭の支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

8 推進体制の整備

(1)女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	※ ①女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討
(2)推進体制の整備	◎ ①男女平等参画審議会の利活用
	※ ②庁内における推進連絡会議の定期的な開催
	③市民・市民団体等との協働による推進
	④国・東京都への要望

V 主要事業

1-(2)-① 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(仮称)」の策定と推進

8-(2)-① 男女平等参画審議会の利活用

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を、平成 23 年度に新たに策定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。また、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会を積極的に利活用することにより、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(仮称)」の策定と推進	策定、推進	策定	推進				→

3-(3)-① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発事業の実施

3-(3)-② セクハラ等の防止に向けた啓発事業の実施

配偶者等からの暴力やセクハラは、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力等も含め人権侵害です。市民・事業者等に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発を図ります。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発事業の実施	実施	実施					

4-(2)-① ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施

一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実現が求められています。

市は、事業者に向けた就労支援、子育て支援、男女平等参画等においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。また、庁内関係部署との連携を図りながら関係団体等への情報提供や普及・啓発を図ります。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施	実施	実施					

VI 推進事業

1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進

だれもが男女の性別に関わりなく個人として尊重され、各人の個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、だれもが住みやすい社会づくりにつながる重要課題です。平成 18 年4月に施行された男女平等参画条例に、多くの市民が関心を持てるよう、普及・啓発を図ります。

2-(2)-① 女性のためのこころの相談の活用

日常生活で生じるさまざまな心の悩みは、専門家による早期対応により、その深刻化を防ぐことにもつながります。カウンセラーによる相談事業については、男女平等参画相談員制度とあわせて、男女平等参画を推進する上で重要な要素となることから、総合的な相談体制の充実に努めます。

8-(1)-① 女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討

男女平等参画条例の理念と目的を達成するため、拠点となる女性センター機能の拡充とさらなる活性化について検討します。また、相談機能の拡充及び市民への情報や交流の場の提供などについて検討します。

4-(1)-① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成の均衡を図るよう努めます。

4-(4)-① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

地域防災計画の策定・改定にあたっては、男女平等参画の視点を導入するなど、女性のニーズ等を踏まえた災害対応を、関連機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

8-(2)-② 庁内における推進連絡会議の定期的な開催

男女平等参画条例の理念と目的を理解し、多分野に渡る総合的な取り組みを進めることが、庁内においても不可欠です。庁内における推進連絡会議を開催し、関係部署相互の情報交換及び緊密な連携を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

- ・男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(仮称)